

「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、百貨店、セレクトショップ等の店舗での小売販売を目指す6次産業化及び農工商連携に係る新商品の開発、販路拡大等を支援することにより、本市の農林水産物等の地域資源の活用を促進するとともに、地域経済の発展に資するため交付する「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、商品の製造・開発若しくは販売をし、又はしようとする者（食品の販売をする者にあつては、食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定により、当該食品の表示内容に責任を有する者として表示されている者に限る。）であつて、市区町村税を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 前2号に掲げる者を構成員とする者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする補助等を受けている場合は、当該経費を補助の対象としない。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(計画の認定)

第3条の2 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長が定める日までに「おおいたの

幸」ブランド化支援事業実施計画認定申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その計画を認定し、「おおいたの幸」ブランド化支援事業実施計画認定通知書（様式第1号の2）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（交付の申請）

第4条 前条第2項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、補助金の交付の申請をしようとするときは、「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付申請書（様式第1号の3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 消費税課税事業者届出書
- (4) 3月以内に発行された市区町村税の滞納がないことを証明する書類（市長が認める場合を除く。）
- (5) 3月以内に発行された法人登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 認定事業者は、前項の規定により申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定をし、「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、認定事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要

な条件を付することができる。

(変更の申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、「おおいたの幸」ブランド化支援事業変更承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その変更を承認したときは、「おおいたの幸」ブランド化支援事業変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、市長が定める日までに「おおいたの幸」ブランド化支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 消費税課税事業者届出書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、前項の規定による実績報告時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、第8条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（第7条第2項の規定により減額した場合は、その減じた額を上回る部分の金額）を「おおいの幸」ブランド化支援事業補助金消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼し、又は任命する委員会の委員の当該参画依頼又は任命の期間は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る特例)

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に第4条第1項の規定による申請を行う者については、別表研究開発支援事業の部補助金の額の欄中「とする。ただし、大分市6次産業化推進品目の場合は、200千円を上限とする」とあるのは「とする」と、同表商品化促進支援事業の部及び販売力強化支援事業の部補助金の額の欄中「2分の1」とあるのは「5分の4（菓子の開発に係る商品化促進支援事業においては、10分の9）」と、「1,000千円」とあるのは「500千円」と、「とする。ただし、大分市6次産業化推進品目の場合は、補助対象経費の3分

の2とする」とあるのは「とする」と読み替えて適用する。

4 前項に規定する者については、別表備考4の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費区分	補助対象経費の内容	補助金の額
研究開発支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品化に繋げるための調査研究、試作品開発等を支援する。	研究開発費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、外注費（加工費、調査研究費、技術指導等に係るコンサルタント費等）、マーケティング費等	補助対象経費の額（当該額に1千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、100千円を限度とする。ただし、大分市6次産業化推進品目の場合は、200千円を上限とする。
		謝金	講師等外部専門家に対する謝金	
		旅費	講師等外部専門家及び事業実施に必要な役職員の旅費	
		事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費等	
		その他	上記以外で市長が認める経費	
商品化促進支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発を支援する。	商品開発費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、外注費（加工費、調査研究費、技術指導等に係るコンサルタント費、デザイン料、筆耕翻訳料、広報費等）、産業財産権等取得費等	補助対象経費の2分の1（大分市6次産業化推進品目及び菓子の商品開発又は西部海岸施設枠の場合にあっては、3分の2）の額（当該額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、500千円を限度とする。
		謝金	講師等外部専門家に対する謝金	
		旅費	講師等外部専門家及び事業実施に必要な役職員の旅費	
		事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費等	
		その他	上記以外で市長が認める経費	
販売力強化支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用した商品について販路を新たに県内外へ拡大する取組、ブラッシュアップ等を支援する。	販売力強化費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、外注費（調査研究費、技術指導等に係るコンサルタント費、デザイン料、筆耕翻訳料、展示会等への出展に係る装飾制作料及び通訳委託料、広報費等）、展示会等への出展に係るマネキン料、会場借上料（展示会等への出展に係るブース代、展示会等の設備に係るレンタル料、ブース装飾材料費等）、産業財産権等取得費、サンプル作成費等	補助対象経費の2分の1の額（当該額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、500千円を限度とする。
		謝金	講師等外部専門家に対する謝金	
		旅費	講師等外部専門家及び事業実施に必要な役職員の旅費	
		事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等	
		その他	上記以外で市長が認める経費	

備考

- 1 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- 2 商品化促進支援事業及び販売力強化支援事業を併せて申請する場合は、事業に対し交付する補助金の限度額は、1,000千円とする。
- 3 研究開発支援事業とその他の事業とを併せて実施することはできないものとする。
- 4 大分市6次産業化推進品目とは、市長が別に定める品目とする。
- 5 西部海岸施設枠とは、大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設「たのうらら」での販売を目指し、大分市西部地区（大分市立春日町小学校、大分市立西の台小学校、大分市立八幡小学校、大分市立神崎小学校及び大分市立大道小学校の校区をいう。）において産出される品目を活用した商品開発をいう。
- 6 デザイン料について交付する補助金の額は、300千円を限度とする。